

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 議事録の虚実：<10月事件論>序説                                                                                                                                                                                                 |
| Sub Title        | Le vrai et/ou le faux des comptes rendus parlementaires : Introduction à l'étude des journées d'octobre                                                                                                           |
| Author           | 鷺見, 洋一 (Sumi, Yoichi)                                                                                                                                                                                             |
| Publisher        | 慶應義塾大学藝文学会                                                                                                                                                                                                        |
| Publication year | 1991                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.59, (1991. 3) ,p.202(239)- 224(217)                                                                                                                   |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 大濱甫教授退任記念論文集                                                                                                                                                                                                      |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00590001-0224">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00590001-0224</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 議 事 録 の 虚 実

—— 〈10月事件論〉序説 ——

鷲 見 洋 一

## 1：序論

### 1－1：共同研究

本論は、植田祐次（青山学院大学）、水林章（明治大学）および筆者の3名による共同研究の一端である。とりあえずは筆者1人の名を冠して発表されるが、研究の構想や資料の収集・分析のすべてにわたって、共同性がきわめて強い論考であることをお断りしておく<sup>1)</sup>。

### 1－2：研究対象

本論が対象とするのは、1789年10月5日から6日にかけて起きた〈10月事件〉または〈ヴェルサイユ行進〉と呼ばれる事件である。「7月14日の革命が男たちのものであるように、10月6日の〔…〕革命は女たちのものである」<sup>2)</sup>と Michelet が称えたこの事件については、すでに Albert Mathiez<sup>3)</sup>、George Rudé<sup>4)</sup>に先行研究があり、また幾多の革命史家たちが革命史の記述の中でそれぞれ再構成につとめているが<sup>5)</sup>、本論の目的はこの記念すべき出来事に関する資料・情報を〈事実〉のレベルに還元し、〈10月事件〉の素朴實在論的な復元を試みるのではなく、事件を事件たらしめているもの、すなわちヴェルサイユ行進を報道する幾多の記事・記録それ自体の表現や構造についてどこまでもこだわり続けることにある。

### 1-3: 事件の〈事件性〉

私たちが方法上の出発点としたいのは、「事件を記述するとは、その事件がすでに書かれてあるということの意味している」という R.Barthes の言葉である<sup>6)</sup>。いいかえれば、生ま生ましい、赤裸の事件などというものはありえない。事件はその発生の瞬間から、無数のエクリチュール（それらは必ずしも言語表現のカテゴリーにのみ限定されるとは限らない）に攻囲され、しかるべき意味を付与されて一つの〈物語〉に翻訳される。P.Nora がいみじくも述べたように、「現実にてきあがった社会はすべて、事件の否認を最終目的とする一個のニュースの体系によって、自らの存在を恒久化しようとする。というのも、事件とはまさに社会が依拠している均衡を危うくする断絶だからである」<sup>7)</sup>。

10月事件をめぐる〈ニュースの体系〉、すなわち新聞報道記事は、2つの対立する衝動に引き裂かれているように見える。すなわち事件の否認と事件の産出である。たとえ愛国派のジャーナリストにとってすら、パリの民衆の怒号や暴力は容認しがたい異常事態であり、時には報道文から抹消すべき不祥事としてとらえられている。だが、それと同時に、彼らはこの出来事全体が生み出した驚くべき結果——国王のパリ帰還——を国民にとっても議会にとってもきわめて好ましい事態と評価し、ことの成り行きを画期的な〈事件〉として改めて物語化する必要に迫られる。10月事件を報道するジャーナリストの筆は、こうして相矛盾する2つの感情、欲望の要請の下に、きわめて屈折した運びを見せるのである<sup>8)</sup>。

### 1-4: 資料体について

私たちがこの共同研究のために構成した資料体 (corpus) は全部で49点の新聞より成り<sup>9)</sup>、若干の例外を除けば、その大部分については P. Rétat のカタログに記載がある<sup>10)</sup>。これらの新聞は、刊行年代や形式、報道内容や思想傾向などがいずれも異なるが、10月事件をめぐる記事については大別して2つのスタイルを抽出できるように思われる。一つは〈レシ型〉と

でも呼べるもので、10月5日のパリ市役所前広場における騒乱から始まって、ヴェルサイユに向けての第一陣（Maillard 率いる市場の女たち）と第二陣（Lafayette 率いる国民衛兵とパリ市民）の出発、5日から6日にかけてのヴェルサイユでの数々のエピソードを経て国王と王家のパリ到着にいたるまでの出来事を、物語（récit）風に順次綴り記している。第2のスタイルは〈議事録型〉、すなわちヴェルサイユの国民議会における討議の逐一を詳述・略述した記録で、10月5日は人権宣言と憲法諸条項に対する国王の回答をめぐる本会議での議論、パリ市民の議場への乱入その他、翌6日は国王のパリ帰還声明をうけて議会在パリへの移転を決定するにいたるプロセスが報告される。むろん、〈レン型〉と〈議事録型〉との中間にはさまざまなヴァリエーションがあり、時には両者を併せ備えた大部な報道記事も見かけられ、類型化はきわめて困難である<sup>11)</sup>。

本論でとりあげる資料はもっぱら〈議事録型〉に属する新聞10数点で、2日にわたる国民議会の審議のうち、10月5日の本会議（国王回答の朗読から、Maillard に率いられたパリ女性市民の入場直前まで）についての記録を検討する<sup>12)</sup>。

## 2：10月5日における国民議会の状況

### 2－1：人権宣言・憲法草案に対する王の回答

10月1日にヴェルサイユ宮廷で催された〈破廉恥な狂宴〉（orgie scandaleuse）の知らせがパリに届いて市民の神経を逆撫でし、折りからの食糧危機に加えて宮廷の〈陰謀〉が取り沙汰され、バレ・ロワイヤルを中心にヴェルサイユへの陳情行進の気運が醸成されつつある頃、当のヴェルサイユでは国民議会と国王ルイ16世（および国务会議の大臣たち）との間に交わされる有形無形の取り引きが一つの転機を迎えようとしていた。すでに9月11日、愛国派は国王の〈停止的拒否権〉（veto suspensif）を認め、この譲歩と引き換えに8月以来の諸法令を国王に裁可させる肚であったが、ルイ16世は強気を貫き、裁可を拒んで時間を稼いだ。10月5日の国

民議会本会議冒頭で朗読された国王の回答は、若干のデクレについては裁可（sanction）をあたえながらも<sup>13)</sup>、肝心の憲法諸条項<sup>14)</sup>には留保付きの〈同意〉（accession）しかあたえず、人権宣言にいたっては〈道德律〉（maximes）であると片付けて、はっきり不満の意を表明している。

## 2-2：王の回答に対する反論の型

10月5日の本会議で国王よりの回答が朗読されると、弁護士を中心とする第3身分の議員たちから猛然たる反論の声があがる。王党派の議員による国王擁護の弁も含め、当日議会在王の返書に対し無条件裁可を要求するデクレを採択するにいたるまでの発言数は延べ40余りである。おそらくは数時間におよぶこの長大な討議の全体を収録した議事録は存在しないが、現在私たちは *Archives parlementaires*<sup>15)</sup>、*Ancien Moniteur*<sup>16)</sup>、*Le Point du jour*<sup>17)</sup> といった資料・新聞の記録を照合することにより、あるていどまで当日の審議の詳細を復元することができる。

諸紙の報道を比較・検討した結果、国王回答への反論はいくつかの型に整理することができる。

①反論の理論的拠点：啓蒙主義の自然法論を踏まえた批判。〈自然〉（nature）を母胎とする〈自然権〉（droits naturels）、それに立脚した〈人権宣言〉（Déclarations des droits）、〈宣言〉の理念をフランス国家に発現させる形で生れた〈憲法〉（Constitution）、〈憲法〉の原理の実定化である〈法律〉（lois）、そして〈法律〉制定の場であるべき立法院としての〈国民議会〉（Assemblée Nationale）。厳密に秩序づけられたこの階梯状の法理論のどこにも、〈王権〉（royauté）の恣意的介入は許されない。従って国王は〈宣言〉や〈憲法〉に無条件認可（acceptation pure et simple）をあたえるしかない、いやそもそもあたえる権利すらない。

②国王回答のテキストそのものへの反論。

もっぱら①の論拠をもとに、王が〈認可〉（acceptation）ではなく〈同意〉（accession）とのべていることや、条件を付けたり修正をほのめかしたり、批判的言辞を弄していることに哲学的・理念的批判を加える。

③国王を補佐する大臣や延臣への批判。善良な王を唆す悪臣たちの〈陰謀〉。10月1日の宴会が露呈した貴族の本音と近衛兵の無統制ぶり。

④憲法制定を見るまでは Necker の要求する4分の1税法案は成立させない。

⑤食糧不足と穀物の流通阻害への憂慮。

⑥国王への具体的な要求に関する動議。無条件裁可要求からたんなる積明要求までいろいろであり、採択されたデクレを国王のもとに届ける役目も、議長のみという意見と代表団派遣という主張とに分かれる。

## 2－3：国王回答をめぐる討議の流れ

いくつかの主要な議事録を通覧し、本会議での審議を復元してみた結果、以下のような順序による発言者がリスト・アップされる<sup>18)</sup>。

- 〔1〕 Muguet de Nanthou (III)
- 〔2〕 Robespierre (III)
- 〔3〕 Bouche (III)
- 〔4〕 Prieur (III)
- 〔5〕 Du Port (II)
- 〔6〕 Goupil de Préfelu (III)
- 〔7〕 le vicomte de Mirabeau (II)
- 〔8〕 Dumas (III)
- 〔9〕 Gaultier de Biauzat (III)
- 〔10〕 Reynaud de Montlosier (II)
- 〔11〕 Virieu (II)
- 〔12〕 Pétion de Villeneuve (III)
- 〔13〕 Grégoire (I)
- 〔14〕 Barère de Vieuzac (III)
- 〔15〕 Urly (III)
- 〔16〕 Chasset (III)
- 〔17〕 le comte de Mirabeau (III)

- 〔18〕 Maury (I)
- 〔19〕 Camus (III)
- 〔20〕 Richier de La Rochelongchamp (II)
- 〔21〕 Monspey (II)
- 〔22〕 Dêmeunier (III)
- 〔23〕 Coulmiers (II)
- 〔24〕 le comte de Mirabeau (III)
- 〔25〕 Pétion de Villeneuve (III)
- 〔26〕 Monspey (II)
- 〔27〕 Garat l'ainé (III)
- 〔28〕 Montboissier (II)
- 〔29〕 Toulangeon (II)
- 〔30〕 La Rochefoucauld (I)
- 〔31〕 Rewbell (III)
- 〔32〕 Glezen (III)
- 〔33〕 le comte de Mirabeau (III)
- 〔34〕 La Gallissonnière (II)
- 〔35〕 La Luzerne (I)
- 〔36〕 Lameth (I)
- 〔37〕 ?
- 〔38〕 Tellier (III)
- 〔39〕 le comte de Mirabeau (III)
- 〔40〕 Barnave (III)
- 〔41〕 le comte de Mirabeau (III)
- 〔42〕 Target (III)

以上のべ42名にのぼる発言者の主張は、第3身分による国王回答への批判と王党派による弁護という基本的対立を孕みながら、全体としていくつかの分節点を有する大きな流れを作り出している。

I：回答への理念的批判。〔1〕～〔6〕はそのほとんどが、王に裁可を

もとめている当の〈人権宣言〉と〈憲法〉に謳われた理念とを武器に、王の回答を批判し、王に無条件認可を要求している。

## Ⅱ：回答の擁護。

〔7〕は王を弁護するついでに、国民議会在王権の切り崩しをはかっていると失言し、非難されて（〔8〕,〔9〕）謝罪する。〔11〕は討議の引き延ばしにかかる一方、〈宴会〉を擁護する。

## Ⅲ：批判の多様化

〔12〕～〔17〕はときに理念を離れて、批判の対象を〈宴会〉,〈近衛兵〉,〈大臣〉,さらに〈デクレの改竄〉や〈食糧危機〉にまで広げていく。とりわけ〔14〕と〔17〕の提出した動議がいずれ票決にかけられることになる。

## Ⅳ：王党派の反撃

さまざまな回答擁護の弁（〔18〕,〔20〕,〔21〕,〔30〕）とそれへの反論（〔29〕,〔31〕,〔32〕）,さらに冷静な手続き論（〔19〕,〔27〕）と相次ぐ中で、王党派の問題発言が2つ。〔22〕の挑発と〔28〕のバリ批判が物議をかもした。

## Ⅴ：動議採決まで

Barère〔14〕かMirabeau〔17〕かの動議票決を前に、引き延ばし工作があるが（〔34〕,〔35〕）,結局 Mirabeau 案を採択。ただし、この案は相次ぐ修正動議で骨抜きにされ、最後は Barère 案に近いものになってしまう。採択されたデクレとは、「議長と代表団は王のもとに赴き、人権宣言と憲法諸条項の無条件認可を求める」というものであった。

## Ⅵ：Target 発言

首都の食糧危機を訴えるバリ選出の代議員 Target の演説〔42〕が呼び水となったかのように、パリから来た女たちが Maillard に率いられて議場に入る。

# 3：国王回答をめぐる議事録さまざま

以上見てきた討議の全体は、私たちの資料体のうちでどちらかというと

〈議事録型〉に属する新聞によって多様な扱いを受けている。

### 3-1：簡略化——〈よそ見型〉

まず目を惹くのは、ほとんど議事録の体をなさない極度に簡略化された記述で、たとえば*Bulletin de la correspondance de la députation des communes de la sénéchaussée de Brest*<sup>19)</sup>にいたっては、わずか6行で国王回答とそれに続く無条件裁可とを報告するのみであり、議場での審議の経過は完全に無視されている。記述の視点はどこまでも国民議会に置かれており、しかもジャーナリスト自身が国王回答に批判的であるにもかかわらず本会議の様子が採録されないのは、ジャーナリストが議場外部のさまざまな動き（10月1日の宴会、パリの騒擾、民衆のヴェルサイユ到着など）に目を奪われているためである。これは〈よそ見型〉の報道とでも呼べる記事なのであって、国民議会の役割がとりたてて過小評価されているわけではない。

民衆、とりわけ女性にここのほか好意的な *Révolution de Versailles et de Paris*<sup>20)</sup>の場合でも、書き手の興味は〈現代のアマゾネスたち〉のめざましい活躍にあり、10月5日本会議での討論についてはその要旨がテーマ別に記されているのみで、むしろ重点はその後の議場内で女たちがいかに重要な役割を演じたかというテーマの方に置かれている。

*Correspondance de MM. les députés de la province d'Anjou*<sup>21)</sup>についても同様である。国民議会中心の記述ながら、議事録はわずか2ページで、国王への反論と擁護論をまとめた形で紹介するのみ。議論をいくら重ねてもらちがあかないので、とにかく国王に無条件裁可をもとめるデクレが採択されるに到ったといった風に、やや投げやりな編集で全体の経過が粗述されている。書き手の関心は討議前後のよりドラマチックな展開や出来事に向けられており、一見中性的なその筆致がかえって記述の濃淡を際立たせる結果となっている。

### 3-2：騒乱の回避・陰蔽

議事録の簡略や省略がたんにジャーナリストの〈よそ見〉に起因するのみならず、さらに深刻なイデオロギー上の、あるいは情緒的な理由によって説明されるケースがある。旧政体下で長らくヴェルサイユ宮の官報としての役割をつとめてきた *Gazette de France*<sup>22)</sup> が、10月事件それ自体を紙面から完全に抹消しているのがその代表的なもので、民衆の動向や議会での審議、宮廷の反応などに対する言及は一切なく、10月13日付の82号における *De Paris* の欄で読者は国王がいつの間にかパリに來ていることを初めて教えられる<sup>23)</sup>。

思想上は *Gazette* と対極の位置にある *Le Patriote français*<sup>24)</sup> にも似たような逃避の姿勢が見受けられる。執筆者の Brissot de Warville は刊行紙の標題通りの〈愛国者〉であり、国民議会で作成中の憲法草案に並々ならぬ関心と情熱をそそいでいるが、63号の大部分を占める5日から6日の議事録ではパリ市民の到着には一切触れず、そればかりか Brissot にとってきわめて切実な意味をもちえたはずの国王回答をめぐる審議については、最初の発言者 Muguet de Nanthou の意見がわずかに紹介されているにすぎない。法律家 Brissot が必然的に選びとる説話論的構図の中では、ヴェルサイユに押しかけた民衆は憲法制定という議会の神聖な任務を妨害する唾棄すべき存在なのである。ところで10月6日夜の時点で2日間の事件を回顧する Brissot には、議会での煩瑣な討論など吹き飛ばすような驚くべき結果、すなわち国王による電光石火の裁可とそれに続く国王のパリ帰還とがすでに既成の事実として見えている。明らかに Brissot は国民議会の能力（ということは彼自身の能力）の限界をはるかに超えて進展してしまった現実の事態を前にしてひどく動揺し、おびえているのだ。民衆という有難迷惑な存在の援助なしに、国民議会が国王から裁可をとりつけるなどとうていありえなかったということは、Brissot 自身が誰よりもよく知っている。議事の採録などにもはや何の意味もない。むしろ、国王回答からパリ帰還までの全過程を、民衆を与うる限り排除した上で初めて可能な、国民議会勝利の物語として描き直さなければならない。63号でおのれの動揺を隠そうとすらしなかった Brissot<sup>25)</sup> は態勢を立て直し、次の64号で

下層民批判と憲法擁護のイデオロギーとで武装した〈レン〉を捏造し、辻褄をあわせようとするだろう。この型の叙述は、当時の〈進歩的〉ジャーナリストの対応ぶりを如実に示すもので、*Le Patriote* の紙面にもっとも極端な形で表わされている。

数ある議事録の中でも発言収録数が多い方の部類に属するにもかかわらず、書き手が議場での葛藤・対立を嫌い、テキストからそのような痕跡を消し去ろうと努めている例もある。Gaultier de Biauzat の *Journal des débats et des décrets*<sup>26)</sup> がそれで、この議員はオーヴェルニュの選挙民を不安におとし入れまいという配慮から、危機や騒擾に関する情報を一切排除した〈公正無私〉な報道に腐心する。当然のことながら、Target 発言〔42〕直後のパリ市民乱入は無視され、討議の採録部分でも国王を擁護しようとする第1・第2身分の発言は省略されるか軽視されて、議場内部での対立・混乱の相をつとめて隠蔽しようとする編集意図が明白である<sup>27)</sup>。とはいえ Biauzat が発言〔1〕～〔5〕で表明されているような第3身分の先端的政治理念を信奉しているとは思えない。むしろ国王と悪臣とを区別して前者を美化しようとする〔6〕の引用に介入し「議会のメンバー全員がそう考えている」と表白しているところから見て、どちらかというとき穏和な立憲君主制論者といったイメージが強い。

以上に検討した3紙は思想も立場もまったく異なる編集方針を貫きながら、刊行者にとって都合の悪い情報、不快な対象、手に余る事態を回避し省略するという共通の特徴を有している。これらはいずれも〈事件の否認を最終目的とする一個のニュース体系〉にはかならないのである。

Biauzat における混乱忌避型の報道は、以下の2紙に特定思想の骨抜き型という姿で引き継がれる。特定思想とはいってもなく国王回答をめぐる42の発言中もっとも急進的な自然法理論を軸に王権を批判する Robespierre 〔2〕の主張である。*Journal général de France*<sup>28)</sup> の事件報道は、そもそも民衆の暴力に関する記述が最小限に抑えられ、視点は議場内に置かれているが、その議場での審議にしても記録はきわめて簡略化され、国王の回答への批判的意見は Muguet de Nanthou 〔1〕に代弁させ

られている。すなわち、憲法は人民の意志の表現であるから国王の裁可すら必要としないという Robespierre〔2〕や Barère〔14〕らの人民主権論の主張がうやむやにされ、むしろ国王の無謬性を主張して大臣に責任を負わせようとする Mirabeau〔17〕の意見が格別の扱いを受けている。書き手の狙いは、どうやら人民主権論を持ち出すことなく、神聖不可侵な国王に無条件裁可をもとめよう、というあたりにあるらしい。

*Le Nouvelliste universel*<sup>29)</sup>の場合も似たり寄ったりで、この場合は想定されている読者層がかなり低いということもあるのか、議事録の極端な単純化が実行された結果、Robespierreの発言引用の中からは、彼の主張の要をなす、あらゆる権力の源泉たる国民の意志、国民の憲法制定権とそれに従属する王権（＝行政権）との関係をめぐる議論、すなわち国王回答を批判する理論的枠組みの部分がすっぽりと抜け落ちてしまっている。

### 3－3：国民主権論に則した編集

上記2紙とは正反対の国民主権論の立場から、やはり同じような単純化の編集を行なっている例がある。*Journal des décrets de l'Assemblée Nationale*<sup>30)</sup>の場合がそれで、議事録で引用されている発言は、Robespierre〔2〕、Pétion de Villeneuve〔12〕、Mirabeau〔17〕の3名に絞られ、しかも〔2〕の主張は57行にわたっているのに対し、他の2人はそれぞれ11行と19行であるから、議会内の論議は〔2〕に代表させられている感すらある。議事録が国民主権の立場に立つ以上、議会の外部にいる民衆の動向も食糧危機などでは説明されない。パリ市民を行動に駆り立てたものは、人民の代表者の議会を侮辱し、それによって国民主権を冒瀆した〈破廉恥な狂宴〉と、それに続く国王の Metz 逃亡の噂なのである。

Beaulieu の刊行になる *Séance et suite des nouvelles de Versailles*<sup>31)</sup>はやや趣を異にする。議事録の部分は約3ページで、議論の流れ全体が要約されているだけだが、国王回答への批判陣営の発言について見ると細かいニュアンスの違いが削ぎ落とされて、〔2〕の Robespierre のみが個人の資

格での要約という破格の扱いを受けている。ここにおいてもテキストの批判の拠点は Robespierre の発言によって代表される国民主権の原理にある、ということができよう。しかしながら、Beaulieu が議事の採録にあたって Robespierre の主張を選びとったということは、先の *Journal des décrets*...におけるように、議場外の民衆に対してまで好意的な態度を自らに課するような苦しい立場を選択したことにはならない。Beaulieu において、理念と現実とは峻別され、国政の根本問題を論議する国民議会にとってパリからの民衆は完全な異物として捉えられる。10月5日本会議の議事録に続く *Variétés* の見出しの下に、国民主権の〈理念〉を踏みにじるかのような暴徒という〈現実〉が生まましく描かれているのが興味を惹く。

A l'heure où nous écrivons ceci, un peuple immense, composé d'hommes, de femmes, armés de piques, d'épées, de fusils même, sortis de murs de Paris, vient de se porter à Versailles. Le roi, qui était à la chasse, ce matin, instruit de cette dangereuse émeute, est rentré au château à toute bride. On avait placé des dragons sur l'avenue, mais ils ont laissé passer cette effrayante multitude, sans bouger de leur place<sup>32)</sup>.

### 3-4：王党派系の編集

国王回答の朗読に続く一連の審議の中で、王権を擁護したのは少数の声であった。それも回答の苦しい弁護（〔18〕〔20〕〔22〕）や10月1日の宴会の正当化（〔11〕）あたりが精一杯のところで、デクレ採択の引き延ばし工作も失敗し（〔34〕〔35〕）、むしろ貴族の失言（国民議会が王権の切り崩しをこれ以上続けると…と言って非難され謝罪した〔7〕と、パリへの批判的言辞で物議をかもした〔28〕）や挑発の不成功（Mirabeau にやりこめられて撤回を余儀なくされた〔21〕）が相次いで、旗色はきわめて悪く、王党派にとってはきわめて不如意な数時間であったろうことは容易に推測できる。

国王擁護の立場に立つジャーナリストがこの本会議の議事録を作成しようとする場合、発言の忠実な記録はおのれの信奉する理念にきわめて不利

な結果をもたらしかねない。ここはどうしても編集の手を加えて、テキストから愛国派色をなるべく消し去るよう努める必要がある。王党派ジャーナリストの危機感は、その点これまで検討した第3身分系の新聞とは比較にならないほど強かったはずである。

*Gazette de Paris*<sup>33)</sup>は本会議における国王回答朗読の記事の直前に20行ほどの文章を挿入し、「人心がかつてないほどにこの上なく恐ろしい興奮状態にある」ことの実例として、エヴルーで開催された司教会議が付近の住民に怪しまれて強制的に解散させられたこと、地方で暴力行為が多発していることを伝え、読者の危機感を煽っている。この不穏な情勢への言及は、ヴェルサイユでの流血事件を予告するばかりか、その直前の国民議会における審議そのものが許しがたい王権への侮辱行為として捉えられる下地を作りあげている。

続く議事録は書き手の頻繁な介入によってきわめて主観性の強いものとなり、国王による回答を批判する議員は「国民自体を君主に対して蜂起させる」不逞の輩であるかのように描かれている。Robespierre〔2〕による「国王に憲法について判定する資格はない」という主張が一応6行にわたって引用されるが、「確かにわれわれの憲法には欠陥がある」というRobespierreの言明<sup>34)</sup>につけこむ形で書き手の介入があり、以後再三にわたり欠陥憲法を行政権（＝王権）に押しつける国民議会の身勝手さが攻撃される。

*Journal historique et politique de Genève*<sup>35)</sup>においても書き手の割り込みが目につく。議事録の収録発言数は、*Gazette de Paris*よりもはるかに多いにもかかわらず、要所要所のナレーションが全体の方向をしっかりと定めて、王党派色の強いテキストになっている。冒頭にまず無法地帯と化したかに見えるフランスの紹介があって、書き手の立場が明確に示されている。国王回答に対しては「多数の議員が満足の意を表明したが、他に決然たる反対を表明する者もいた」とされる。〔1〕〔2〕〔3〕〔5〕と比較的長々と紹介される反対意見の中では〔1〕のMuguet de Nanthouの発言に指導性が認められ、〔2〕のRobespierre発言は直接引用のみでコメン

トはない。それよりも〔４〕と〔５〕の間でどうやら発言順をめぐる醜い争いがあったらしいことがほめかされる。〔７〕の le vicomte de Mirabeau は他紙では失言問題で話題になることが多いが、ここでは〔１〕から〔６〕にいたる国王批判の発言に対する反批判の頼もしい論客という扱いを受け、彼の失言に対する第３身分側からの抗議のあとに、むしろ〔１〕～〔６〕発言が国王を侮辱しているという逆襲の意見もいくつかあったと記し加えている<sup>36)</sup>。後半に入っても、やはり編集意図は露骨であり、〔13〕〔14〕〔15〕といった重要な反論を〔12〕と同じ類の主張であるとして、発言者名の羅列だけで片付けてしまう。Monspey〔21〕の挑発も一応報告はされているが、その直後の Mirabeau 発言や Monspey 自身による撤回のエピソードは一切省略されている。

以上の２紙に代表される王党派ジャーナリストの〈編集〉は、つまるところ書き手の強引ともいえるような介入によって印象づけられるアクの強い主観性を特色としている。平坦にして単調な記録の内部に不連続の声を響かせるこの方法は、王権の危機を読者に実感させ、不安をつのらせるにはもっとも効果的であり、それが品じるとたとえば Rivarol に見られるように、語り手の独白や長広舌が記述の位相を完全に覆いつくしてしまうような、特異なスタイルを生み出すことになる<sup>37)</sup>。

### ３－５：メタレベルの活用

書き手の記録文への割り込みは報道記事に２つの層を作り出す。国民議会議事録が本会議における討論の忠実な復元ではなくなり、ジャーナリストの感情や見解陳述の場と化した時、新聞は王党派について見たような傾向性の強い政治的役割を担うことになる。王党派系以外の新聞で、そうした書き手のメタレベルが報道記事の叙述を侵食している例を、以下に３名のジャーナリストについて検討してみよう。

まず当時もっとも充実した議事録を掲載していたことで定評のあった *Le Point du jour*<sup>38)</sup>である。Toulouse 高等法院弁護士・議員 Barère de Vieuzac の刊行になる当紙は、５日の本会議で Barère 自身の動議が事実

上採択されたこともあって<sup>39)</sup>、詳細をきわめた記録を發表している。そして当然予想されることながら、書き手 Barère の記録文への介入は都合 5 回に及び、さらに Barère 本人の発言〔14〕の引用も全 39 行と断然他を圧する分量である。5 回の介入を 6 つのパラグラフに分類して並べ、さらに〔14〕発言を裁ち入れてみると、議事録を超えた次元に全部で 7 つのディスクールより成るメタレベルが形成される。このメタレベルこそが、当紙を貫く基本的主張を盛る器としてきわめて重要な役割を果たしているように思われる。本会議での審議の流れに寄り添う形をとりながら、巧妙に自己アピールを続けるこの静かな声によって語られる物語とは次のようなものである。

ディスクール①：状況見取り図——外部の危機（破廉恥な宴会と民衆の食糧欠乏）と内部の危機（憲法をめぐる対立）。

ディスクール②：内部の危機の不安——国王の回答は意味不明であるが、どうやら〈敵〉の正体は善良な王ではないらしい。

ディスクール③：〈敵〉に對置すべき論理——〈敵〉は宮廷の悪臣にほかならず、彼らに対しては〈法〉〈三権分立〉〈基本的人権〉理念で戦う。

ディスクール④：Barère 自身の発言〔14〕——③の〈法・権力・人権〉をさらに細かく論じて王権を相対化、また代表団を王のもとに派遣するなどの動議を提出。

ディスクール⑤：l'abbé Maury 発言〔18〕への反論——人権宣言の原理的擁護。

ディスクール⑥：Mirabeau 発言〔39〕への反論——Maury と同じく Mirabeau も人権宣言は〈哲学著作〉であるから国王の裁可の対象たりえないとする。Barère にとって Mirabeau は同じ第 3 身分同士ながら、採択動議をめぐる審議でのライヴァルになるので、この牽制は当然である。この反論によって、憲法のほかに人権宣言をも裁可の対象に加える論理は完成し、〈内部の危機〉解決への道が拓かれる。

ディスクール⑦：〈内部の危機〉と〈外部の危機〉との一挙解決——パリ女性市民（下層民ではない）が傍聴席に登場する（乱入ではない）こと

で、内部の危機と外部の危機が会う。物語は〈女たちの出現〉→〈議会による事情聴取〉→〈代表の出発〉→〈王の裁可〉→〈王の善性の確認〉という必然の筋道を辿り、両危機は電光石火の解決をみて、〈民衆〉〈議会〉〈国王〉が一本の糸で結び合わされる。

このようなメタレベルの物語は、Barèreによる10月5日本会議の個性的な〈読み〉（その中には Robespierre〔2〕の発言主旨を横取りしてしまうような強引な自己顕示も含まれる）を示しているが、それ以上に当時のジャーナリストにとって国民議会の議事録という新しいジャンルが、一つの〈事件〉や〈物語〉をおのれの紙面に現出させるための格好の素材であった事情をよく伝えてくれる。

*Courier National*<sup>40)</sup>はやや事情を異にする。De Pussy の記事は議事録の常識をまったく無視したもので、発言者の名前を省略したままその発言を直接語法で引用し、しかもそれらが数名のディスクール合成物である上に De Pussy 自身の意見や感想を織り混せてあるため、読み手にはメタレベルを識別することすらかなわず、テキストのすべてを無批判に受け入れるしか方法がない。Barère の新聞よりはるかに狡猾なやりくちといえる。

メタレベルの介入という点では、やはり Marat の *L'Ami du peuple*<sup>41)</sup>を落とすわけにはいかないだろう。というのも、これまでのどの新聞にも増して、書き手の割り込みは強引にして臆面もなく、読者はむしろその横暴さ、荒々しさに惹かれてこの新聞をもとめたとすらいえるからである。

たとえば10月事件を扱った第26号（10月7日付）には3日から6日までの国民議会議事録が掲載されているが、議会報告とは名ばかりで、審議の模様を伝える中性的文体は必ず Marat 自身の激烈な弁舌によってかわられる。10月3日の本会議における食糧問題の討議報告では、途中から小麦粉の国外流出が政府側の仕業であるとする弾劾演説が始まり、やがて Necker の責任追求、ひいては血腥い処刑への呼びかけへとエスカレートする。

10月5日昼の報告は簡略をきわめ、国王回答に対する批判的発言の要旨が7行と、Pétion de Villeneuve〔12〕が無条件裁可を要求したという5行

のあと、議会在採択したデクレが引用されているのみである。その後の展開を記述する筆もまったく熱意は感じられず、議場に侵入した女たちの模様や近衛兵虐殺のエピソードも Marat には一切の共感も反感も呼ばないかのごとくである。6日の記録の最後は国王一家のパリ到着を報じる次のような文で締めくくられる。

Le Roi, la Reine, le Dauphin, etc. sont arrivés dans la Capitale sur les sept heures du soir. C'est une fête pour les bons Parisiens de posséder enfin leur Roi. Sa présence va faire bien promptement changer les choses de face; le pauvre Peuple ne mourra plus de faim. Mais ce bonheur s'épanouirait bientôt comme un songe, si nous ne fixions au milieu de nous le séjour de la Famille Royale, jusqu'à la Constitution soit complètement consacrée.

L'Ami du Peuple partage la joie de ses chers Concitoyens, mais il ne se livrera point au sommeil<sup>42)</sup>.

この無愛想な数行は、ジャーナリスト Marat の見詰めているものがどこにあるかを如実に示している。彼はつい前日までパリとヴェルサイユを揺り動かした驚くべき事件の展開にはほとんど興味を抱いていない。事件を〈物語〉に仕立てて逐一報告するというジャーナリストの常套手段を、Marat ははじめから拒んでいるように見える。報告を執筆中の彼の意識は、過去の出来事の方角にはまったく向けられていないとさえ言える。といてその意識は、上記引用文に明白に表われているごとく、国王のパリ帰還がもたらした手放しの喜びに満ちる現在の状況に吸収されてしまう訳でもない。Marat は憲法の全文が国王の手で裁可されるべき瞬間にこだわり続けているので<sup>43)</sup>、そのような未来の一点から彼は過去と現在に容赦のない疑問を発するのである。この革命家の幻想こそが、民衆への直接の呼びかけを誘発し、警告や扇動の言説を生み出す。現在と未来に絶望し、過去を彩る王権の栄光を懐かしむ王党派 Rivarol の語調と、過去と現在を拒み、未来に同化する革命家 Marat の弁舌には、不思議なほど似通ったある悲痛な響き

がある。

#### 4：まとめ

10月事件の中で5日の国民議会本会議の討論が占める位置はささやかなものであるにすぎない。〔42〕の Target 発言のあと、議場には多数のパリ市民が乱入し、審議は混乱の相を呈する。議会は代議制の原則によって選出されたエリートたちがお互いの理念を交換しあう神聖な空間であることをやめ、民衆の巨大な圧力の前にほとんど無防備のままさらされる。5日夜、国王の無条件裁可をとりつけて以後、翌日国王一家がパリに出発するまでの間、国民議会にはもはや果たすべき何の役割もない。宮殿内外での流血騒ぎ、国民衛兵の活躍、バルコニーでの王の演説、パリへの行進など、事件の節目となるエピソードのすべては議場の外で起き、議会の介入なしに進展・解決をみている。5日昼の本会議以前にも、パリを舞台に大群衆を主役とするドラマが演じられ、ヴェルサイユ行進や民衆の議場乱入はその結果であることを忘れてはならない。

国王回答をめぐる議会での審議は、このようにして、国民の代表たる議員たちの予測や能力をはるかに超えた異常な事態に囲まれ、試練にかけられている。この事態——P. Nora や R. Barthes が言う意味での〈事件〉——は、Versailles の議事録を中心にした報道活動に従事するジャーナリストにとっても、まったく同じような試練の体験であった。すでに10月5日昼の本会議記録そのものからして、さまざまな隠蔽、選択、介入の小細工が弄されている事情はこれまでに記したとおりであるが、ジャーナリストたちにとってさらに大きな試練とは、視点を議会からパリやヴェルサイユ宮廷に移して事件の全貌を報告しようとする場合、議事録の無色透明な事務的文体をもってしてはまったく記述不能な現実があるという状況であった。彼らは〈レシ〉という手法に訴え、ヴェルサイユ行進をめぐる、それぞれに異なった物語をこしらえあげることで、〈事件〉を馴致・処理すると同時に、おのれの

物語を一つの〈事件〉に仕立てようとするだろう。この〈レン型〉報道文の読解こそが私たちの次なる課題である。

## NOTES

- 1) 私たちの共同研究のこれまでの成果は以下の通りである。
  - ① 《Une scène révolutionnaire — à propos des journées d'octobre》, *Equinoxe*, n°4, été 1989, pp.77-147. これは同一主題をめぐる3つの論文が並列する形をとっている。その内訳を記すと — Akira Mizubayashi: 《Pour une histoire minuscule》, pp. 79-101; Yoichi Sumi: 《Du bon usage du récit d'événement: production de la peur et de la sécurité》, pp. 103-132; Yuji Ueda: 《Lieu royal, lieu interdit — le cas des *Nuits révolutionnaires* de Rétif》, pp. 133-147.
  - ② 《Les journées d'octobre dans le fond Bernstein》, 国際シンポジウム「フランス革命と文学」(1989年10月13日～14日, 於京都・関西日仏学館)における10月14日の口頭発表。ここでは3つの個人発表の連続という形をとらず, 新しい試みとして序から結論までの全9章を3名が適宜分担執筆して朗読した。同学会の記録(近刊予定)では各章末尾に執筆者の署名があるが, 本研究の最終成果である単行本においては, 個別の署名を撤廃した文字通りの共同執筆の形態を予定している。
- 2) Michelet: *Histoire de la Révolution française*, 《Bibliothèque de la Pléiade》, Gallimard, 1952, t. I, pp. 279-280.
- 3) Albert Mathiez, 《Etude critique sur les journées des 5 et 6 octobre 1789》, *Revue historique*, t. LXVII, 1898, pp. 241-281; t. LXVIII, 1899, pp. 258-294; t. LXIX, 1899, pp. 41-66.
- 4) George Rudé: 《La Marche sur Versailles (octobre 1789)》, dans *La Foule dans la Révolution française*, traduction par Albert Jordan, Maspero, 1982, pp. 79-98.
- 5) François Furet et Denis Richet: *La Révolution française*, Marabout, [1965], pp. 90-98. などがその代表的なものであろう。Furet/Richetの書く10月事件とは, 2世紀後に独自の視角から〈復原〉された一個の物語なのであって, 彼らが依拠している筈の革命期の資料がそれぞれ語る物語とはおのずと別の価値観や目的をもつものであることは言うまでもない。
- 6) Roland Barthes: 《L'écriture de l'événement》, dans *Le Bruissement de la langue*, Editions du Seuil, 1984, p. 179.
- 7) Pierre Nora: 《Le Retour de l'événement》, dans J. Le Goff et Pierre Nora

(sous la direction de), *Faire de l'histoire, nouveaux problèmes*, Gallimard, 1974, p.220. 〈事件〉への強い関心を見せたごく初期の業績として, Edgar Morin の監修になる *Communications* 誌の特集号が特筆されるべきだろう。 *Communications* n° 18, 〈L'Événement〉, 1972. その後, Morin の問題提起を受けとめる形で, フランス18世紀文学研究者が主として共同研究の形ですぐれた業績を次々に刊行している。その主なものを挙げると — Pierre Rétat (sous la direction de), *Le Journalisme d'Ancien Régime. Questions et propositions*, Table ronde du CNRS, 12-13 juin 1981, Centre d'étude du XVIII<sup>e</sup> siècle de l'Université Lyon II, Lyon, Presses Universitaires de Lyon, 1982; Pierre Rétat et Jean Sgard (sous la direction de), *Presse et histoire au XVIII<sup>e</sup> siècle — l'année 1734*, Editions du CNRS, 1978; *L'Année 1768 à travers la presse traitée par ordinateur*, Editions du CNRS, 1981; *L'Année 1778 à travers la presse traitée par ordinateur*, Presses Universitaires de France, 1982; Pierre Rétat (sous la direction de), *L'Attentat de Damiens — Discours sur l'événement au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Editions du CNRS, 1979; *La Mort de Marat*, Travail collectif animé et coordonné par Jean-Claude Bonnet, Flammarion, 1988; Jean Sgard, *Les trente récits de la journée des tuiles*, Presses Universitaires de Grenoble, 1988.

- 8) Voir: Akira Mizubayashi: 《Pour une histoire minuscule》, *Equinoxe*, n° 4, été 1989, pp. 79-81.
- 9) 49点は, パリ国立図書館および専修大学図書館の Bernstein 文庫のいずれかの所蔵になるものである。
- 10) Pierre Rétat: *Les Journaux de 1789 — Bibliographie critique*, Editions du CNRS, 1988.
- 11) Rétat 前掲書の巻頭にある AN, ANN, DP, IG, といった略号で表わされているカテゴリーは, 本研究にとってほとんど役に立たない。
- 12) 資料解読のための予備調査, 予備学習に役立ったのは以下の研究論文, カタログの類である。まず1789年の新聞報道の実態については — Claude Labrosse et Pierre Rétat: *Naissance du journal révolutionnaire 1789*, Presses Universitaires de Lyon, 1989; Pierre Rétat: 〈L'Année vue par les journaux: problèmes et propositions〉, *Dix Huitième Siècle*, n° 20, 1988, pp. 83-97; Claude Labrosse: 〈Le Récit d'événement dans la presse de 1789〉, *ibid.*; それから国民議会の成立や仕組み, 政治言語の問題などについては — Pierre Lamarque: 〈La Naissance de L'Assemblée Nationale〉, *Dix Huitième Siècle*, n° 20, 1988, pp. 111-118; *1789 — L'Assemblée Nationale*, Exposition organisée au Palais Bourbon à l'occasion du bicentenaire de la Révolution

et de l'Assemblée Nationale, juin-septembre 1989; *Des Menus Plaisirs aux droits de l'homme*, La Salle des Etats-Généraux à Versailles, Exposition présentée à l'Hôtel des Menus Plaisirs à Versailles du 5 mai au 3 septembre 1989; Jacques Guilhaumou: *La Langue politique et la Révolution française*, Klincksieck, 1989; Patrick Brasart: *Paroles de la Révolution — Les Assemblées parlementaires 1789 1794*, Minerve, 1988.

- 13) 以下の5つのデクレである。①利付き貸付けに関するデクレ（近く回答）、②封地税に関するデクレ（裁可）、③税金に関するデクレ（裁可）、④アルザスのユダヤ人に関するデクレ（裁可）、⑤穀物輸出に関するデクレ（裁可）。
- 14) 数日前に国王に届けられた憲法条項のテキストは19条までである。しかもここで問題となっている条文は、いわゆる91年憲法の決定稿とはかなり異なっている。
- 15) *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, éd. J. Mavidal, E. Laurent et E. Clavel, première série (1789 à 1799), tome IX, du sept. 1789 au 11 nov. 1789, pp. 342 379. これ以後引用する新聞については、注の末尾に Rétat による分類番号を (ROOO) の形で付す。号数、ページ数は議事録のみならず、10月事件に関わる箇所全体を示すものである。
- 16) *Réimpression de l'Ancien Moniteur*, seule histoire authentique et inaltérée de la Révolution française depuis la réunion des Etats-généraux jusqu'au Consulat (mai 1789 novembre 1799) avec des notes explicatives, tome deuxième, Assemblée Constituante, 1859, n<sup>os</sup> 67 72. (R078) Rétat の前掲書にも注記されているように (p. 120), *Gazette Nationale ou le Moniteur universel* のこの〈復刻版〉なるもののうち、創刊号から第93号まで（5月5日から11月23日まで）は革命期以後19世紀にかけての編集者が諸資料を照合して創作した偽版であり、本当の創刊は1789年11月24日の第94号ということになる。
- 17) *Le Point du jour, ou Résultat de ce qui s'est passé la veille à l'Assemblée Nationale*, n<sup>os</sup> XCIX et C, pp. 213 236. (R149)
- 18) 議員の名の表記、身分、職業、選挙区などについては次のカタログが役に立った。 *Notice et portraits des députés de 1789*, Assemblée Nationale, 1989. リストで ( ) 内のローマ数字は3身分のいずれかを表わしている。
- 19) *Bulletin de la correspondance de la députation des communes de la sénéchaussée de Brest*, n<sup>o</sup> 57, pp. 439 445. (R288)
- 20) *Révolutions de Versailles et de Paris; dédiées aux Dames Françaises*, n<sup>o</sup> 1, pp. 1 65. (R166)
- 21) *Correspondance de MM. les Députés de la province d'Anjou, à l'Assemblée Nationale*, n<sup>o</sup> 22, pp. 485-504. (R281)

- 22) *Gazette de France* は10月9日付第81号が本来であれば事件の記述に当てられるべきところであるが、パリとヴェルサイユのいずれについても何の報告もない。(R195)
- 23) 《Le Roi, arrivé, mardi dernier au soir à Paris...》(*ibid.*, n° 82, p. 423).
- 24) *Le Patriote français, journal libre, impartial et national*, n°s LXII, LXIII et LXIV. (R144)
- 25) 《Nous réitérons nos prières à nos Lecteurs de nous pardonner le désordre de cette Feuille; il est le résultat forcé de la circonstance. Nous reprendrons dans le Numéro de demain tout ce que nous avons omis dans les précédents》(*ibid.*, n° LXIII, p. 3).
- 26) *Assemblée Nationale, Journal des débats et des décrets*, n°s 55-57. (R096)
- 27) 些細な例をみせれば、ほとんどの議事録が無視している Glezen [32] の発言をとりあげ、意見のまとめ役としての働きを評価しているところなどがそうである。《M. Glezen récapitule les divers avis, et les concilie》(*ibid.*, n° 55, p. 7).
- 28) *Journal général de France*, n°s 121-122, pp. 497-504. (R201)
- 29) *Le Novelliste universel ou Analyse raisonnée de toutes les feuilles périodiques, et autres ouvrages relatifs aux affaires du temps*, n° XXIV, pp. 1-24. (R134)
- 30) *Journal des décrets de l'Assemblée Nationale, pour les habitants des campagnes, et de Correspondance entre les municipalités des villes et des campagnes du royaume*, n° 1, pp. 210-224. (R097)
- 31) *Assemblée Nationale, Séance et suite des nouvelles de Versailles*, du 5 au 7 octobre 1789 (trois numéros). (R181)
- 32) *Ibid.*, du 5 octobre, p. 7.
- 33) *Gazette de Paris, ouvrage consacré au patriotisme, à l'histoire, à la politique et aux beaux arts*, n°s VII et VIII, pp. 57-80. (R076)
- 34) *Ibid.*, p. 61.
- 35) *Journal historique et politique de Genève*, du samedi 17 octobre 1789, pp. 169-240. (R196)
- 36) 《Ces dernières paroles excitèrent de grandes rumeurs; plusieurs Députés, blessés, dénoncèrent formellement l'opinant, comme coupable envers l'Assemblée, et demandèrent qu'il fût rappelé à l'ordre. Quelques voix récriminèrent, en accusant les préopinants d'avoir manqué plus violemment encore à Sa Majesté》(*ibid.*, p. 185).
- 37) Rivarol: *Journal politique national*, Présentation par Willy de Spens, Collection Alphée, Editions du Rocher, 1989.

- 38) note 17)を参照のこと。
- 39) 票決の結果採択されたのは Mirabeau 案だが、修正動議が相次いで可決され、最後はむしろ Barère 案に近いデクレとなった。
- 40) *Courier national*, n<sup>os</sup> 108-110. (R050)
- 41) *L'Ami du peuple ou Le Publiciste parisien, journal politique, libre et impartial, par une société de patriotes*, n<sup>o</sup> XXVII, pp. 227-234. (R157)
- 42) *Ibid.*, p. 231.
- 43) ルイ16世は憲法の最初の19条を裁可したにすぎない。